

福生村鯉川村組合長村長村長

昭和三十七年六月十六日

右

村長 田中 昭三

村長 田中 昭三

福生村鯉川村組合長村長村長

福生村鯉川村組合長村長村長

福生村鯉川村組合長村長村長

福生村鯉川村組合長村長村長

福生村鯉川村組合長村長村長

福生村鯉川村組合長村長村長

福生村鯉川村組合長村長村長

福生村鯉川村組合長村長村長

右

村長 田中 昭三

福生村鯉川村組合長村長村長

福生村鯉川村組合長井上右門殿

昭和三十七年六月十七日

右

井上右門殿



拙者、福生村鯉川村組合長井上右門殿、
選任一就、本日、就職儀、美諾
仕候也

美諾書



昭和三十七年六月十七日

右

井上右門殿

井上



福生村鯉川村組合長井上右門殿

福生村組合長井上久右明殿

昭和三十七年六月十日

右

福生村組合長

井上久

昭和三十七年六月十日

福生村組合長井上久右明殿

昭和三十七年六月十日

福生村組合長

福生村組合長

福生村組合長

昭和三十七年六月十日

昭和三十七年六月十日

右

福生村組合長

井上久

福生村組合長井上久右明殿

伊東重良の御免状

伊東重良

伊東重良

伊東重良



伊東重良の御免状

伊東重良の御免状

伊東重良

辭職届

東京府西多摩郡福生村一二三八

第六区々長代理 伊東重良

明治廿年三月廿四日生

私儀今回家事上、都合ヨリ辭職仕候、此
此飯及御届候也

昭和七年六月十日

右 伊東重良



福生村熊川村組合村長

井上久右門殿

昭和七年第四回福生村熊川村組合會議録

一 告知事項 九三三通

- 中一 昭和七年熊川村組合長選挙結果の報告 一件
- 中二 昭和七年熊川村組合長選挙結果の報告 一件
- 中三 昭和七年熊川村組合長選挙結果の報告 一件
- 中四 昭和七年熊川村組合長選挙結果の報告 一件
- 中五 昭和七年熊川村組合長選挙結果の報告 一件
- 中六 昭和七年熊川村組合長選挙結果の報告 一件
- 中七 昭和七年熊川村組合長選挙結果の報告 一件
- 中八 昭和七年熊川村組合長選挙結果の報告 一件
- 中九 昭和七年熊川村組合長選挙結果の報告 一件
- 中一〇 昭和七年熊川村組合長選挙結果の報告 一件
- 中一一 昭和七年熊川村組合長選挙結果の報告 一件
- 中一二 昭和七年熊川村組合長選挙結果の報告 一件

一限七午之月三午江时三午乙卯

中居ふたゝ

徐子孫

2p
—
5

三才

牙

予之

張也

十八

三十一

才士

朱子

子内女

清江雜記

34
一

公

33

陳水仲

中三石

張山曲雲

井極 34

薛布衣

55

參
聘
方

神十玄内

功十之百

張子玄

井梅天

河
あ
3
あ
一
乙
・
や

内
内
外
外

たか
—
たか
ゆめ

有子而事

あまのこ

あかひね
と

十
五
五
五
五

内生者

おゆき

可憐の古き

木地子急

木也

公席分卷之五

縱令張氏

サ
ヲ
ト

子
回
子

高梧角

勢本純子

知有
子十三歲

曉山亭

卯丈局

蘇伊

一、指令長（並に）
甲令より宣じ是より
議長、議長を執ル

中
一
明
机
文
弱
金
和
能
本
法
合
藏
本
道
切
更
公
中
常
之
仲

一、長
二、長
三、長
四、長
五、長
六、長
七、長
八、長
九、長
十、長

書記朗讀

[illegible]

漢書一高麗年撰略也之令一初平之平之漢命
相國之平之通一之平之平之

功之根柢也。而通乎此，則合於格致數理氣象之學。

一、張長庚

第一讀會

朗讀省畧

[illegible]

漢長子有没分擇唯也令令取子之而之從令相
同子子有通可決確定也

水之暇机年云张王书晚名书家富而富定之件

一、議長

第一讀會

期讀省畧

予一有(世井)子(予)るおあゝと申す之を以て流令の爲め

議を以て有るは、
 決せしこと今一
 致すべしと決す
 中より少ありと
 決す

[illegible]

一、張長
（註之有誤）

第一讀會

朗讀省畧

牙一有(江)字下
お安の通才之即王延命名田里也

破定議ト為サト述フ

議者一有議ヲ採決セシメ令一取テ之ヲ以テ議
者同意ニ付あり通一の決破定ス

又之限七事ヲ採決セシメ令一取テ之ヲ以テ議
者同意ニ付あり通一の決破定ス

一議者(但合長)
議者(但合長)

第一讀會

朗讀省畧

又一有議ヲ採決セシメ令一取テ之ヲ以テ議
者同意ニ付あり通一の決破定ス

議者一有議ヲ採決セシメ令一取テ之ヲ以テ議
者同意ニ付あり通一の決破定ス

又之限七事ヲ採決セシメ令一取テ之ヲ以テ議
者同意ニ付あり通一の決破定ス

一議者(但合長)
議者(但合長)

第一讀會

朗讀省畧

又一有議ヲ採決セシメ令一取テ之ヲ以テ議
者同意ニ付あり通一の決破定ス

議者一有議ヲ採決セシメ令一取テ之ヲ以テ議
者同意ニ付あり通一の決破定ス

又之限七事ヲ採決セシメ令一取テ之ヲ以テ議
者同意ニ付あり通一の決破定ス

一議者(但合長)
議者(但合長)

朗讀省畧

又一有議ヲ採決セシメ令一取テ之ヲ以テ議
者同意ニ付あり通一の決破定ス

又之限七事ヲ採決セシメ令一取テ之ヲ以テ議
者同意ニ付あり通一の決破定ス

一議者(但合長)
議者(但合長)

第一讀會

朗讀省畧

又一有議ヲ採決セシメ令一取テ之ヲ以テ議
者同意ニ付あり通一の決破定ス

一 議長 村道喜更 諮問一件

朗讀省畧

予一なる(村道喜更)よりあるべき意(一)ありて
議長より一有るを擇定せしめ令一致するもの一通事
更(一)をさす

予一〇区長の区長代理選任一件

朗讀省畧

一 議長 (村道喜更)

予一古(村道喜更)に合より推薦の(一)意(一)ありて
議長より一有るを擇定せしめ令一致するもの一通事
区長並区長代理(一)定ム

予一一一方委員の選任一件

一 議長 (村道喜更)

朗讀省畧

予一予一なる(村道喜更)に合より推薦の(一)意(一)ありて

議長より一有るを擇定せしめ令一一致するものと推
薦するものとあること定ム

一 議長 (村道喜更) 是より提議するもの全部を議するものとす
予一予一なる(村道喜更)より退く

一 議長 (村道喜更) 予一予一なる(村道喜更)より退く

右各議案より議長より退くこと定ム

議長より退く

議長より退く

議長より退く

議長より退く

議長より退く

議長より退く

井上久 左席

加藤 中席

田村 右席

由田 左席

石井 氏

議決
金 金 金 金

井梅 高崎 阿部 井梅 清水
庄士郎 仲五郎

議案第一號

昭和七年東京府西多摩郡福生村熊川村組合歳入歳出追加更正豫算

歳入

金壹万四百五拾七圓參拾九銭

經常部追加更正豫算高

金壹千拾參圓四拾貳銭

臨時部追加更正豫算高

金壹万壹千四百七拾壹圓貳銭

歳入合計

歳出

金壹万七拾七圓壹銭

經常部追加更正豫算高

金壹千參圓九拾四銭也

臨時部追加更正豫算高

金壹万壹千四百七拾壹圓貳銭

歳出合計

歳入出差引残金十二